

教えて！土手内さん



～財産債務調書について～

財産債務調書の提出制度は、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対しその保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度として、平成28年1月から施行されています。令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者・提出期限などについて見直しが行われました。



財産債務調書を提出しなければならない方



① その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額(※)が2,000万円超える方

(※) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。

かつ

その年の12月31日において、その保有する財産及び債務の価格の合計額が

- ・ 3億円以上の財産を有する方

又は

- ・ 1億円以上の国外転出特例対象財産(※)を有する方

(※) 所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

<令和5年分以後適用>

② その年の12月31日において、その価額の合計額が10億円以上の財産を有する方

「財産債務調書」の提出制度では、その他の措置が次のように設けられています。

①「財産債務調書」を提出期限内に提出した場合には、「財産債務調書」に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

②「財産債務調書」の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された「財産債務調書」に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます）が生じたとき、過少申告加算税等が5%加重されます。



※ 当事務所では、お一人様3万円（消費税抜）から財産債務調書の申告を承っております。

税理士法人
土手内総合事務所